

## 新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領

昭和62年4月1日 伺定

最終改正 令和4年11月1日 伺定

(趣旨)

第1条 この要領は、柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（平成7年3月告示第21号。以下「規程」という。）に基づき、競争入札及び随意契約の協議に参加する建設業者及び共同企業体の資格審査及び業者選定について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 規程第3条又は第16条の規定による建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出があったときは、規程第6条又は第17条の規定に基づき次の1又は2に掲げる基準により審査し、3に掲げる方法により総合評点を算出するとともに、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事については、4に掲げる基準に従って等級格付けを行う。

### 1 建設業者

#### (1) 客観的事項

「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準」（平成20年国土交通省告示第85号。以下「国土交通省告示」という。）の基準により審査するものとする。

#### (2) 主観的事項

次に掲げる基準により審査するものとする。

ア 社会貢献活動の状況 次の(ア)から(カ)までのいずれか又は全てに該当した場合に、別表8による評点を与える。

##### (ア) 障害者の雇用状況

a 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定による障害者の雇用義務がある場合

法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合

b 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定による障害者の雇用義務がない場合

障害者を1人以上雇用している場合

##### (イ) 男女共同参画の推進状況

新潟県のハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱に基づく登録を受けている企業で、下記のa又はbのいずれか一方又は両方に該当している場合

a 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ提出したもの

b 経営事項審査の審査基準日現在において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに基づく主任技術者になる資格を有する女性を雇用しているもの

##### (ウ) 消防団協力事業所の認定状況

柏崎市の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合

##### (エ) 就業体験又は職場実習に関する機会の提供の状況

定期申請年の前年の11月30日以前2年間において、柏崎市内の営業所で連続する2営業日以上就業体験又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習の機会を提供した場合

- (オ) SDG s (持続可能な開発目標) の取組状況  
SDG s (持続可能な開発目標) (以下「SDG s」という。) の達成に向けた取組みを行っている企業で、下記の a 又は b のいずれか一方又は両方に該当する場合
  - a SDG s の達成に向けた取組みを自社ホームページに掲載している者
  - b SDG s の達成に向けた行動宣言又は行動指針などを策定している者
- (カ) マイナンバーカードの取得又は交付申請の状況  
従業者 (雇用期間に定めのない常勤職員 (法人の場合においては常勤の役員を、個人である場合にはこの事業主を含む) に限る。) のうちマイナンバーカードを取得又は交付申請済みの者の割合が 70% 以上である場合

#### イ 若年者の雇用状況

次の(ア)から(ウ)までの全てに該当した場合に、申請のあった全ての建設工種の種類に対して、別表 9 による評点を与える。

- (ア) 定期申請年の前年の 1 月 30 日以前 4 年間に於いて、若年者 (採用の日において 30 歳未満の者をいう。以下同じ。) を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用していること。
- (イ) 当該者を継続して雇用していること。
- (ウ) 当該者の勤務地が柏崎市内の営業所であること。

#### ウ 柏崎市優良建設工事表彰の受賞歴

定期申請期間の属する年度及びその前年度において、柏崎市優良建設工事表彰要領に基づき市長の表彰を受けている場合は、当該表彰を受けた建設工種の種類に対して、10 点を与える。

## 2 共同企業体

### (1) 客観的事項

規程第 17 条の規定に基づく企業体の審査は、各構成員について前記 1 に掲げる基準により審査を行ったうえで、次に掲げる基準により審査を行う。

#### ア 経営規模

- (ア) 許可を受けた建設業に係る建設工種の種類別年間平均完成工事高  
各構成員の許可を受けた建設業に係る建設工種の種類別年間平均完成工事高のそれぞれの和を用いて行うものとする。
- (イ) 自己資本の額及び利益額  
各構成員の自己資本の額及び利益額のそれぞれの和を用いて行うものとする。

#### イ 経営状況

各構成員について算出される経営状況の評点の平均値によるものとする。

#### ウ 技術力

許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。

#### エ その他の審査項目 (社会性等)

各構成員について算出されるその他の審査項目 (社会性等) の評点の平均値によるものとする。

### (2) 主観的事項

次のア及びイに掲げる基準により審査するものとする。

#### ア 社会貢献活動の状況

各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

イ 若年者の雇用状況

各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

3 総合評点の算出方法

建設工事の種類ごとに国土交通省告示の定めるところにより、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3によって算出された点数に主観的事項の評点の和を加えて総合評点を算出する。

4 格付けの基準

別表7により格付けする。

（経常共同企業体の資格要件）

第2条の2

経常共同企業体は、規程第15条第2項に規定する要件のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 構成員が、入札に参加しようとする業種について、元請・下請を問わず直前2年間に官公庁及び民間における完成工事高を有すること。
- (2) 構成員の数が3者以内であること。
- (3) 構成員のすべてが相互に同一又は直近の等級に格付けされた者であること。
- (4) 代表者の出資比率は、他の構成員と同一又はそれより大きいこと。
- (5) 出資比率が最小の構成員の出資比率は、次に掲げる場合による区分に応じ、それぞれの定める比率以上であること。
  - (ア) 構成員の数が2者の場合 30%
  - (イ) 構成員の数が3者の場合 20%
- (6) 建設業法の定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

（経常共同企業体の解散、参加資格の辞退）

第2条の3 経常共同企業体は、規程第18条第2項に規定する参加資格の有効期間（当該期間を経過した日において、請け負った工事で未完成のものがあるときは、当該工事が完成する日までの間。）は、構成員の破産、解散等やむを得ない理由がある場合を除き、市長の承認を得なければ、解散し、参加資格を辞退することができないものとする。

（事務取扱）

第3条 資格審査の事務取扱は次によるものとする。

- (1) 規程第6条及び第17条の規定による入札参加資格者名簿を作成するものとする。
- (2) 規程第6条及び第17条の規定による入札参加資格審査の結果の通知は書面により行うものとする。

（共同企業体の入札等）

第4条 共同企業体の入札及び見積は、次によるものとする。

- (1) 共同企業体の入札書及び見積書には、構成員の代表者で代表権を有する者の記名押印をもって入札等をするものとする。
- (2) 共同企業体に対する入札事項の通知、書面による落札者の決定通知及び見積書を徴するときの通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

（共同企業体との請負契約）

第5条 共同企業体との請負契約は次によるものとする。

- (1) 共同企業体と締結する請負契約書には、構成員全員に記名押印させなければならない。
- (2) 請負契約書には協定書を添付させなければならない。

(3) 請負契約には次の特約条項を設けなければならない。

ア 構成員は、請負契約の履行に関し共同連帯して責任を負うこと。

イ 新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）別記建設工事請負基準約款第43条の規定は、解散した共同企業体の構成員に適用があること。

ウ 発注者は、相手方に対する通知、請求、承諾及び協議等その契約による行為については、共同企業体の代表者を相手方とすること。

(4) 請負契約の履行の完了以前における構成員の脱退については、破産、解散等、真にやむを得ない事由があると認められる場合のほかは脱退に対する承認は与えないものとする。

(業者選定の原則)

第6条 指名競争入札における指名業者の選定は、発注する工事の種類に適応する法第3条第1項の規定による許可を受けている業者の中で当該工事の級に適応する業者を選定することを原則とする。

2 指名業者の選定にあたっては、建設業者に均等な受注の機会を与えるよう配慮するとともに、市発注工事の公共性にかんがみ、当該業者の総合管理能力、市工事施工実績、手持工事の状況、技術的適性、前年度の請負工事成績評定等を勘案し、厳正を期するものとする。

3 年度途中において市税及びこれに類する市に対する納入金を滞納している業者は、選定しないことができる。

(業者選定の特例)

第7条 関連工事及び応急工事について、土木一式工事及び建築一式工事にあつては当該建設業者の格付級より1級上位級に、又は2級下位級まで、電気工事及び管工事にあつては格付級より1級上位級に、又は1級下位級まで選定することができる。

2 建設業者及び共同企業体構成員の本社等所在の地域内並びに隣接地域内の工事については、当該建設業者の格付級より上下1級位級まで選定することができる。

3 災害等により緊急に必要とする工事、特殊な技術、経験、機械を必要とする工事、その他特別な事由のある工事については、等級に関係なく適当と認められる業者を選定することができる。

4 継続的な工事について、当該工事の工事成績が当該年度又は前年度において優良工事の表彰を受けた工事に該当し、優良とみなされた場合は、当該業者の格付級より上下1級位級まで選定することができる。

(地域的考慮)

第8条 指名業者の選定は、柏崎市に本店を有する業者を第1位指名とする。

2 前項によっても適当な業者がない場合は、柏崎市に支店又は営業所を有する業者を第2位指名とする。

3 前2項によっても適当な業者がない場合は、県内に本店を有する業者を第3位指名とする。

4 前3項によっても適当な業者がない場合は、県内に支店又は営業所を有する業者を第4位指名として考慮するものとする。

5 前各項の規定による事が困難又は特殊な事情若しくは特別の考慮により地域の異なる業者を指名しようとするときは、その工事の等級以上の業者でなければならない。

(指名数)

第9条 指名業者数の標準は次のとおりとする。

A級工事 6者以上

B級工事 5者以上

C級工事 4者以上

2 格付けのない業種の工事については、設計額を基準として前項の規定を準用する。ただし、

特殊な工種等の場合は適宜勘案するものとする。

(共同企業体の指名)

第10条 共同企業体の指名選定は、前4条の規定によるもののほか、次によるものとする。

2 特定共同企業体及び経常共同企業体を指名する入札には、当該企業体の構成員を指名することができないものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年度の建設工事の入札に参加する者の資格審査から適用した。ただし、第9条の改正規定については、平成元年5月15日から適用した。

附 則

この要領は、平成2年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成4年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成6年12月26日から適用する。

附 則

この要領は、平成7年6月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月19日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年5月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

別表1～6 (削除)

附表3～4 (削除)

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行し、改正後の新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領の規定は、平成29年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行し、改正後の新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領の規定は、令和3年度以後の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行し、改正後の新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領の規定は、令和5年度以後の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

## 別表7

注 総合評点の基準は満たすが、技術職員数の基準を満たさない場合、技術職員数の基準を満たす等級まで降級する。

### 土木一式工事

等級	土木一式工事		
	総合評点	1級技術職員数	1級+2級技術職員数
A	820以上	2人以上	7人以上
B	670～819		3人以上
C	669以下		2人以上

1 1級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者
- (2) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、又は「水産土木」とする者に限る。)とするものに合格した者

2 2級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 法による技術検定のうち、検定種目を二級の建設機械施工又は二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者

### 建築一式工事

等級	建築一式工事		
	総合評点	1級技術職員数	1級+2級技術職員数
A	790以上	2人以上	5人以上
B	690～789		3人以上
C	689以下		1人以上

1 1級技術職員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の建築施工管理とするものに合格した者

- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けた者
- 2 2級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
  - (2) 建築士法による二級建築士の免許を受けた者

電気工事

等級	電 気 工 事		
	総合評点	1級技術職員数	1級+2級技術職員数
A	800以上	1人以上	2人以上
B	650～799		1人以上
C	649以下		1人以上

- 1 1級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の電気工事施工管理とするものに合格した者
  - (2) 技術士法による第二次試験のうち、技術部門電を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
- 2 2級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を二級の電気工事施工管理とするものに合格した者
  - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上の実務経験を有する者
  - (4) 建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者
  - (5) 一般社団法人日本計装工業会が行う登録計装試験に合格した後電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者

管工事

等級	管 工 事		
	総合評点	1級技術職員数	1級+2級技術職員数
A	740以上	1人以上	2人以上
B	650～739		1人以上
C	649以下		1人以上

- 1 1級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を一級の管工事施工管理とするものに合格した者
  - (2) 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門、又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
- 2 2級技術職員とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 法による技術検定のうち、検定種目を二級の管工事施工管理とするものに合格した者
  - (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち、検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し3年以上の実務経験を有する者
  - (3) 水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後配管工事に関し1年以上の実務経験を有する者
  - (4) 建築士法による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有するこ

- ととなった後管工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- (5) 一般社団法人日本計装工業会が行う登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上の実務経験を有する者

別表8

社会貢献活動の状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項		評点 (※)
障害者の雇用状況	障害者の雇用義務がある場合 法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合	10
	障害者の雇用義務がない場合 障害者を1人以上雇用している場合	10
男女共同参画の 推進状況	一般事業主行動計画を策定している場合	5
	女性の技術者を雇用している場合	5
消防団協力事業所の 認定状況	柏崎市の消防団協力事業所に認定されている場合	10
就業体験又は職場実習に関する 機会の提供の状況	柏崎市内の営業所において、連続する2営業日以上 の就業体験又は職場実習に関する機会を提供した 場合	10
SDGs (持続可能な開発目標) の取組状況	SDGsの達成に向けた取組みを自社ホームページに 掲載している場合	10
	SDGsの達成に向けた行動宣言又は行動指針などを 策定している場合	
マイナンバーカードの取得又は 交付申請の状況	マイナンバーカードの取得又は交付申請済みの者の 割合が70%以上の場合	10

※上記の評点の合計が、30点を超える場合にあっては、付与する評点を30点とする。

別表9

若年者の雇用状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
若年者を1人以上雇用している場合	20
上記雇用者に技術者又は技能労働者が含まれる場合	上記+10